

## 「奈良市議会基本条例の制定について(素案)」に対する御意見募集の結果

奈良市議会では、平成24年11月28日から平成24年12月18日までの間、「奈良市議会基本条例の制定について(素案)」に対する意見を募集しました。

意見募集の結果として、意見の概要とこれらに対する市議会の考え方を示します。

### 1 意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 6人

(2) 意見の提出方法

|        |    |
|--------|----|
| 持参     | 1人 |
| 郵便・信書便 | 0人 |
| ファクシミリ | 0人 |
| ホームページ | 3人 |
| Eメール   | 2人 |

### 2 意見の概要及び市議会の考え方

|    | 意見の概要   | 市議会の考え方   |
|----|---|---|
|    | <p>前文</p> <p>本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、<b>市民主体</b>の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。</p> <p>また、<b>本格的な</b>人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。</p> <p>このため、議会は、議事機関としての特性を發揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。</p> <p>また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。</p> <p>ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。</p> |   |
| 条文 | <p>「市民主体」を「市民主権」と、「本格的…」を「急激な…」に</p>  | <p>「市民主体」と「市民主権」には法的な効力としての差異はないと考えます。また、「主権」は政治的に文脈依存の言葉であって法的効力としては何も明確にはなりません。「市民主体」は住民自治と団体自治の説明において出てくる平易な表現ですから、変更する必要は無いと考えます。</p> <p>「本格的」を「急激な」への変更につきましては御指摘のとおりと考え修正いたします。</p> |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |
|--|--|
| <p>議会が自律・自律しようと努力されていることは了としますが、前文や2・3・5・15条などからは、議会と市長等は市政に関して共同責任があるとの意識や覚悟が伺えません。今、議員活動や議会活動に最も求められているのはその自覚だといえます。どこにどのようにその趣旨を挿入すべきか、迷いますが、例えば、前文の3段目を「…市政運営への監視と評価機能を強め、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、市政に関して共同責任を負うとの自覚のもとに合意形成に努めてその使命を果たさなければならぬ。」などはいかがでしょうか。あわせて2・3・5・15条なども所要の手直しを要します。文案に関しては検討してください。</p> <p>※前文・第2条・第3条・第5条・第15条に本意見を記載</p> | <p>議会基本条例の性質により、市長との共同責任は認められるものの、本条例で市長の責任範囲を含めて条文化することは適切ではないと考えます。</p>  |
| <p>最後から2行目は「市民から信託を受けた市民の代表であるがゆえに、常に市民との対話を基盤とした、開かれた議会…」というように市民とともに運営する議会、というスタンスを明らかにしてほしい。</p>  | <p>後段において、「市民とともに歩む」という表現にて姿勢を明らかにしています。</p>   |
| <p>条文</p>  | <p>(基本理念)<br/>第2条 議会は、市政において、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と対等の議事機関として市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p> |
| <p>議会が自律・自律しようと努力されていることは了としますが、前文や2・3・5・15条などからは、議会と市長等は市政に関して共同責任があるとの意識や覚悟が伺えません。今、議員活動や議会活動に最も求められているのはその自覚だといえます。どこにどのようにその趣旨を挿入すべきか、迷いますが、例えば、前文の3段目を「…市政運営への監視と評価機能を強め、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、市政に関して共同責任を負うとの自覚のもとに合意形成に努めてその使命を果たさなければならぬ。」などはいかがでしょうか。あわせて2・3・5・15条なども所要の手直しを要します。文案に関しては検討してください。</p> <p>※前文・第2条・第3条・第5条・第15条に本意見を記載</p> | <p>本条では全体に係る理念を規定しています。議会基本条例の性質により、市長との共同責任は認められるものの、本条例で市長の責任範囲を含めて条文化することは適切ではないと考えます。</p>                                    |
| <p>「公平」を「公正」に</p>  | <p>「公平かつ適正」という並べ方は、それ全体で「公正」と解することができるかと専門的知見として指摘を受けています。</p>   |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |
|--|--|
| <p>(基本方針)<br/>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>条文</p> <p>(1) 議案、請願その他の案件(以下「議案等」という。)の審議又は審査による政策決定を行うこと。<br/>(2) 市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。<br/>(3) 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。<br/>(4) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。<br/>(5) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。<br/>(6) 時代の要請にあった議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。</p> |  |
| <p>議会が自律・自律しようと努力されていることは了としますが、前文や2・3・5・15条などからは、議会と市長等は市政に関して共同責任があるとの意識や覚悟が伺えません。今、議員活動や議会活動に最も求められているのはその自覚だといえます。どこにどのようにその趣旨を挿入すべきか、迷いますが、例えば、前文の3段目を「…市政運営への監視と評価機能を強め、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、市政に関して共同責任を負うとの自覚のもとに合意形成に努めてその使命を果たさなければならない。」などはいかがでしょうか。あわせて2・3・5・15条なども所要の手直しを要します。文案に関しては検討してください。</p> <p>※前文・第2条・第3条・第5条・第15条に本意見を記載</p>  | <p>議会基本条例の性質により、市長との共同責任は認められるものの、本条例で市長の責任範囲を含めて条文化することは適切ではないと考えます。</p>                  |
| <p>各号</p> <p>「…こと。」の「こと。」を削除</p>   | <p>細かい文言については議会の裁量の範囲と考えます。</p>  |
| <p>議会基本条例は、主権者である市民が市民の意思に基づく議会活動を促す(「地方自治の本旨」にいうところの「住民自治」の概念)ための、市民の議会に対する民主的な統制手段(ツール、主権者である市民と議会との契約書(約束事))である。そのためにも、条文の「…するものとする」との表現を、主権者に義務を負う「…しなければならない」という表現にあらためてはどうか。</p> <p>第3項</p> <p>「議会活動を行うものとする」を「議会活動を行わなければならない」という表現にあらためてはどうか。</p> <p>※各条項に記載。</p>  | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p> |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |
|--|--|
| 条文<br>(条例の位置付け)<br>第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。   |  |
| 改廃は誰が？どの様な手法で？   | 奈良市議会では議会制度検討特別委員会や議会運営委員会等で条例及び規程の改正案を検討し策定しています。手法については、地方自治法および奈良市議会会議規則に基づいて手続きを踏んでおります。条例制定後は、第27条に示す推進組織にて検討してまいります。 |
| 「この条例は、議会における最高規範であり、」との規定に戻すべきである。知見の指摘にもある通り、最高規範と明確に位置づけた方が議会改革の実効性が高まるはずである。改革内容を後退させようとしきりに抵抗する会派等の姑息な動きに屈してはならない。  | 「最高規範」は知見でも示されたとおり、その文言自体は象徴的な意義が主であると位置づけられると考えます。これまでの議論の過程において多様な意見が出されましたので、文言自体は抹消しましたが同趣旨の条文となっており実態的な効果は大差ないと考えます。  |
| 条文<br>(議会運営の原則)<br>第5条 議会は民主的かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。<br>2 議会は市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。<br>3 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。<br>4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。  |  |
| 議会が自律・自律しようと努力されていることは了としますが、前文や2・3・5・15条などからは、議会と市長等は市政に関して共同責任があるとの意識や覚悟が伺えません。今、議員活動や議会活動に最も求められているのはその自覚だといえます。どこにどのようにその趣旨を挿入すべきか、迷いますが、例えば、前文の3段目を「…市政運営への監視と評価機能を強め、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、市政に関して共同責任を負うとの自覚のもとに合意形成に努めてその使命を果たさなければならない。」などはいかがでしょうか。あわせて2・3・5・15条なども所要の手直しを要します。文案に関しては検討してください。<br><br>※前文・第2条・第3条・第5条・第15条に本意見を記載 | 議会基本条例の性質により、市長との共同責任は認められるものの、本条例で市長の責任範囲を含めて条文化することは適切ではないと考えます。   |
| 第1項<br><br>「果たすものとする。」を「果たさなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。  |
| 第2項<br><br>「その活動を展開するため」を「その責務を果たすため」に   | 細かい文言については議会の裁量の範囲と考えます。   |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| 第2項<br>「定めるものとする。」を「定めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。  |
| 第3項<br>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  |  |
| 第4項<br>「行うものとする。」を「行なわなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  |  |
| 条文<br>(議員の活動原則)<br>第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。<br>(1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に応えるものとする。<br>(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。<br>(3) 議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。<br>(4) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。 |  |
| 「活動するものとする。」を「活動しなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。  |
| 第1号<br>「意思」を「課題、ニーズ」に、「市民の厳粛」以下削除   | 市民の課題やニーズは「意思」として代表されると考えます。また、「市民の厳粛な信託に応える」という部分は非常に重要な議会の意思でありますから削除すべきではないと考えます。 |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |
|--|--|
| <p>(委員会)<br/>           第7条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又はその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。<br/>           2 常任委員会は、議会の閉会中においても各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする。<br/>           3 委員会は、その審査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。<br/>           4 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。<br/>           5 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市条例第52号)の定めるところによる。</p> |  |
| <p>第1項<br/>           「行うものとする。」を「行なわなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>  | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p> |
| <p>第2項<br/>           「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>  |  |
| <p>第3項<br/>           「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>  |  |
| <p>第4項<br/>           「行うものとする。」を「行わなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   |  |
| <p>委員会審議力の強化(政策・施策のチェック力および政策形成力の強化)は喫緊の課題である。審議力を担保するのは議員個人の専門能力もさることながら、地域の実態、あるいは市民の意見やニーズを踏まえたいうでの政策・施策のチェック力および政策形成力ではないだろうか。そのためにも、第7条に「委員会は、市民等との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めなければならない」という条項を挿入してはどうか。</p>   | <p>市民との意見交換会は第12条で示す議会報告会に含まれるものであります。なお、本条は委員会を規定するものであり、市民参画については他条に譲るものです。</p>          |

| 意見の概要 |  | 市議会の考え方   |
|-------|--|---|
| 条文    | (議決・説明責任)<br>第9条 議会は、市の議決機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。  |   |
|       | 市民に対する議会の説明責任を明記したことは評価できる。この条項を丸々削除するよう求める意見が本委員会で複数会派・議員から出されているが、議会改革の根本を否定する行為であり、言語道断である。特に一部議員は先年の市議会議員選挙の際、議会改革を積極的に進める旨の公約を選挙公報に明記していたのに、実際には改革を骨抜きにしようとする言動を連発している。やる気もない公約を出して市民を愚弄しており、悪質性が非常に高い。   | —   |
|       | 「市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。」を「説明する責務を有する。」という表現にあらためてはどうか。   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文に使用しています。  |
| 条文    | (会議の公開等)<br>第10条 議会は、公平性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。<br>2 議会は、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するものとする。<br>3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人等に対して議案の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。<br>4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 |   |
| 第1項   | 文書中の「…ものとする」を削除、「公平」を「公正」へ、「原則として」を削除  | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文として使用しています。文言の選択は議会の裁量の範囲と考えます。<br>「原則」という表現により、プライバシーに関わる議案など、公開が適切でないケースが存在しますので議会の裁量の余地を残しています。 |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| <p>第1項</p> <p>「公開するものとする。」を「公開しなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>                   | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p> |
| <p>第2項</p> <p>文書中の「…ものとする」を削除</p>   |  |
| <p>第2項</p> <p>「周知するものとする。」を「周知しなければならない」という表現にあらためてはどうか。</p>                    |  |
| <p>第3項</p> <p>文書中の「…ものとする」を削除</p>   |  |
| <p>第3項</p> <p>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>                     |  |
| <p>第4項</p> <p>文書中の「…ものとする」を削除</p>   |  |
| <p>第4項</p> <p>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>                     |  |
| <p>第4項</p> <p>「市民が傍聴しやすい環境の整備」について具体的に記してほしい。たとえば夜間・休日の議会開催や、傍聴席の拡大などでしょうか。</p> | <p>具体的な要項などは今後定める規程において検討してまいります。</p>  |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |  |
|--|--|--|
| 条文<br>(広報及び広聴の充実)<br>第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。<br>2 議会の広報及び広聴の内容、あり方等については、常に検証し充実を図るものとする。<br>3 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。                          |  |  |
| 第1項<br>「努める」を削除  |  |  |
| 第1項<br>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。 |  |
| 第2項<br>「図る」を削除   |  |  |
| 第2項<br>「図るものとする。」を「図らなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  |  |  |
| 第3項<br>「必要な事項」を削除<br>< 議会に都合の良い事項と解釈する >   | 必要性に応じて協議すると御理解願います。   |  |
| 条文<br>(市民参画の促進)<br>第12条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。<br>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人の招致、公聴会制度、専門的知見の活用制度等を活用して、専門的な政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。<br>3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。 |  |  |
| 第1項<br>「市民の議会活動に参画する機会」という表現には誤読の余地がある。「市民が議会活動に参画する機会」とか「議会活動に市民が参画する機会」といった言い回しに修正すべきである。  | 細かい文言については議会の裁量の範囲と考えます。   |  |

| 意見の概要   | 市議会の考え方   |
|---|---|
| <p>第1項</p> <p>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   |   |
| <p>第2項</p> <p>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p>                       |
| <p>第3項</p> <p>「開催するものとする。」を「開催しなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   |   |
| <p>第3項</p> <p>「少なくとも年に1回以上」を「半年に1回以上」に変更<br/>       &lt;市民への情報公開はこの条例の最大課題の一つ&gt;</p>   | <p>開催回数については今後定める規程の中で検討してまいります。</p>  |
| <p>第3項</p> <p>議会報告会は、単なる一方通行の「報告」ではなく「意見交換会」と位置付ける必要があります。よって、「議員が議会活動を報告する場及び議員と市民が自由に意見交換を行う場として議会報告会を行う」と目的を含めて明文化すべきではないでしょうか。</p>                                    |   |
| <p>第3項</p> <p>議会報告会は「説明責任を果たす場」であるだけでなく、「政策形成の場」という位置付けが重要である。そのためにも第12条3項の規定を「議会は、その説明責任を果たすだけでなく、政策形成に関する意見交換を行うため、少なくとも年に1回以上、議員全員の参加による議会報告会を開催しなければならない」としてはどうか。</p> | <p>第1項にて市民参画の機会として定義しております。他市事例においても、報告だけでは市民は集まらないと聞いています。また、意見交換をした以上は反映させるプロセスも必要となってきます。具体的には今後定める規程の中で検討してまいります。</p> |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| <p>第3項</p> <p>議会報告会の開催を明文規定していることは評価できるが、知見の提案の通り、「必要に応じて市民との意見交換の場を多様に設けるものとする」といった規定や、出前委員会に関する規定も盛り込んだ、より前向きな内容にするべきである。特別委員会では、ほぼすべての会派から、議会報告会に関する規定を外す意見が出されているが、大きな憤りを覚える。市民に対する説明責任を果たす意思がないことの表れであり、彼らには議員を務める資格がない。</p> | <p>出前委員会については今後の検討課題として、今回は見送った経緯があります。これは実現可能なものに限定したためです。御指摘の内容につきましては引き続き検討してまいります。</p> |
| <p>条文</p> <p>(情報公開の推進)<br/>第13条 議会は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)の規定による行政文書の開示請求に適切に対応するとともに、議案等に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の積極的な提供に努めなければならない。</p>  |  |
| <p>「議案等に対する議員の賛否を公表する」という表現は堅持するべきである。これが明文化されていなければ、個別議案に対する各議員の賛否が記録・公表されていなかった過去の「閉ざされた奈良市議会」に逆戻りするおそれがある。この点についても、明文化を嫌う意見がすべての会派・無所属から出されているが、開かれた議会の実現に真面向から逆行するものであり、到底容認できない。</p>   | <p>議員の賛否の公表は明文化しています。</p>  |

| 意見の概要  | 市議会の考え方   |
|--|---|
| <p>(請願及び陳情)<br/>           第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>  |   |
| <p>「必要があると認められるときは」の必要性が非常に狭く限定的に運用されることが懸念されます。より正しく請願内容を把握するため、これは「原則として提出者の意見を聞く機会を設ける」とすべきではないでしょうか。</p>   |   |
| <p>請願提出者に意見陳述の機会を与えることは、市政への住民参画の道を確認することになり、大いに評価できる。ただ、議会が必要と認める場合のみに限定しているのは疑問である。「提出者の求めに応じて」との規定も盛り込むべきである。この点についても特別委員会で後ろ向きな意見が続出していることに驚き呆れるほかない。一部会派の「間接民主主義の崩壊につながるので削除」という意見に至っては、噴飯ものと言わざるを得ない。従来の間接民主主義だけでは民意や住民ニーズをきめ細かくすくい上げることができなくなっており、そのことが政治不信の悪化に拍車をかけていることをまったく自覚しておらず、今の時代の政治家として論外である。</p> | <p>付託された委員会で判断することを想定しています。請願には様々な性質のものがあり、一定の歯止めは必要であると思われまます。<br/>           なお、知見により「市政に関するものは説明機会を義務付けるという方法もある。」と指摘を受けておりますので、今後検討する規程の中で議論してまいりたいと考えています。</p> |
| <p>「請願の審査に当たって…」を「請願の審査に当たっては、その提出者の意見を聴く機会を設けなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   | <p>細かい文言については議会の裁量と考えます。</p>  |
| <p>「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付ける」としているが、請願、陳情以外の市民からの政策提案を認める「市民は、前項に規定するもののほか、議会に奈良市に関する政策提案等を提出することができる」という項目を第2項に規定してはどうか。市民からの政策提案を随時受け付ける市民提案制度の確立は、市民参画の充実・強化に結び付くだけでなく議会の政策形成力の強化にも寄与する。</p>  | <p>今後の課題として検討いたします。この条文では地方自治法に基づく制度の取り扱いについて規定しています。</p>   |

| 意見の概要   | 市議会の考え方   |
|---|---|
| <p>(市長等との関係の基本原則)<br/>           第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。</p>  |   |
| <p>議会が自律・自律しようと努力されていることは了としますが、前文や2・3・5・15条などからは、議会と市長等は市政に関して共同責任があるとの意識や覚悟が伺えません。今、議員活動や議会活動に最も求められているのはその自覚だといえます。どこにどのようにその趣旨を挿入すべきか、迷いますが、例えば、前文の3段目を「…市政運営への監視と評価機能を強め、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、市政に関して共同責任を負うとの自覚のもとに合意形成に努めてその使命を果たさなければならない。」などはいかがでしょうか。あわせて2・3・5・15条なども所要の手直しを要します。文案に関しては検討してください。</p> <p>※前文・第2条・第3条・第5条・第15条に本意見を記載</p> | <p>議会基本条例の性質により、市長との共同責任は認められるものの、本条例で市長の責任範囲を含めて条文化することは適切ではないと考えます。</p>                           |
| <p>「取り組むものとする。」を「取り組まなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p> |

| 意見の概要   | 市議会の考え方   |
|---|---|
| 条文  | (会議における質疑応答)<br>第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は対面による一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。<br>2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑又は質問に対して議長又は委員長の許可を得て、その発言の論点及び争点を明確にするため、当該議員に対し反問することができる。                                  |
| 第1項<br><br>一問一答方式の導入が規定されていることはすばらしい。その効果を徹底させるため、一括質問一括答弁方式は廃止し、すべての質疑・質問を一問一答方式のみで行うよう変更するべきではないか。                      | 傍聴者にとってのわかりやすさとしては一問一答の方が有意ですが、議員の持ち時間の範囲内で提起すべき項目を言い切るには一括質問の方が有意です。よって、議員みずから最も効果的と考える方式を主体的に選択する制度とすることを予定しています。   |
| 第2項<br><br>反問権については市長と議会との良い緊張感を持たせるため大賛成です。「議長または委員長の許可を得て」は不要ではないでしょうか。いつでも反問できる状況が望ましいと考えます。                           | 議会運営は議長や委員長が采配します。反問によって持ち時間計数が直ちに变更となるなど、運営上の都合で「議長または委員長の許可」は必要となります。   |
| 第2項<br><br>理事者の反問権については、特別委員会では各会派から軒並み消極的な意見が示されているが、素案の通り明確に規定すべきである。反問されると困るような無気力議員や無能議員は市民にとって有害無益である。断固排除しなければならない。 | なお、本条の反問権は論点・争点を明らかにすることを目的としています。  |
| 条文  | (政策等の監視及び評価等)<br>第17条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。<br>2 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。<br>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 |
| 第1項<br><br>「求めるものとする。」を「求めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  |   |
| 第2項<br><br>「促すものとする。」を「促さなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。  |
| 第3項<br><br>「促すものとする。」を「促さなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   |   |

| 意見の概要   | 市議会の考え方   |
|---|---|
| 条文  | <p>(重要な政策等の説明及び審議)<br/>           第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。<br/>           (1) 重要な政策等を必要とする背景<br/>           (2) 検討した他の政策案等との比較検討<br/>           (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況<br/>           (4) 総合計画における根拠又は位置付け<br/>           (5) 関係法令及び条例等<br/>           (6) 財源措置<br/>           (7) 将来にわたる効果及び費用<br/>           2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。</p> |
| 第1項<br><br>「求めるものとする。」を「求めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p>   |
| 第2項<br><br>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」と変更した方が良い。という表現にあらためてはどうか。  |   |
| 条文  | <p>(議員の文書による質問)<br/>           第21条 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。<br/>           2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。<br/>           3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。</p>  |
| <p>閉会中の文書質問も可能にする規定には、市政上の各種課題に遅滞なく対応する上で意義が大きい。一部党派は、この規定を削除するよう要求しているが、議員として行うべき活動が増えるのを嫌ってのことであり、まったく容認できない。</p> | <p>他市事例においても、議員の思いつきでいくらでも出せるのであれば濫用も有り得るため一定の規制をかけています。本条においても、今後の規程の中で、議長を通す、あるいは委員会から出すなどといった制度面を整備する予定です。</p>   |
| 条文  | <p>(議員研修)<br/>           第22条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、広く各分野の専門家や市民等との研修会を実施し、議員研修の充実強化に努めるものとする。<br/>           2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p>   |
| 第1項<br><br>専門家や市民との研修会を行うとの規定は評価できる。この内容を堅持する必要がある。   | <p>—</p>  |
| 第1項<br><br>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p>   |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| 条文 (議員相互の討議の推進)<br>第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。<br>2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。 |  |
| 第1項<br>「努めるものとする。」を「努めなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。         |
| 第2項<br>「取り組むものとする。」を「取り組まなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   |  |
| 市政が抱える重要課題の解決に議会としても真正面からことが求められている。そのためにも、第23条の第3項に「議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を行うため、政策討論会を開催しなければならない」と、規定してはどうか。    | 政策討論会についてはこれまでに議論を行いました。今後の課題として先送りしました。これは身の丈に応じて実現可能な項目を条文化し、それ以外は条例制定後の改革において一歩ずつ進めていくという考えのためです。 |
| 条文 (学識経験者等の活用)<br>第24条 議会は、議案の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。  |  |
| 学識経験者の知見を積極的に活用することは、市民にとって利益が大きいので素案のとおりでよい。知見の活用を否定する一部会派の意見は論外である。議会のレベルアップによる市民の利益より自党の都合を優先させるような議員は不要である。                                     | —  |
| 条文 (調査機関の設置)<br>第25条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。  |  |
| 調査機関は、「市民や利害関係者、学識経験を有する者等で…」としてメンバーの多様化を図る必要があると思います。即ち、「市民みんなの問題」として調査・検討を共有する体制づくりです。  | 学識経験を有する者「等」としていますので、必要に応じて御指摘のメンバーも参画することになります。   |
| 「学識経験を有する者等で構成する」のところを「市民、学識経験を有する者等で構成する」に変更してはどうか。重要案件を調査する調査機関には市民の参画が不可欠である。  |  |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| 現状のままでは議会の調査能力や政策立案能力が不十分なので、学識経験者等による調査機関の設置を可能にすることには大きな意義がある。ぜひ実現して欲しい。  | —  |
| 条文<br>(議会改革の継続的な取組)<br>第27条 議会は、二元代表制における機能強化及び時々において最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。<br>2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。<br>3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。 |  |
| 議会改革を推進する組織を設置可能にする規定は評価できる。  | —  |
| 第1項<br>実現、質の向上をも義務とすべきでは？   | 本条の論点ではありません。また、本条例そのものが質の向上を目指しています。  |
| 第1項<br>「取り組むものとする。」を「取り組まなければならない。」という表現にあらためてはどうか。   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。 |
| 第2項<br>「見直すものとする。」を「見直さなければならない。」と変更した方が良い。という表現にあらためてはどうか。   |  |
| 第3項<br>「推進組織を設置することができる。」を「推進組織を設置する。」という表現にあらためてはどうか。  |  |
| 条文<br>(議会事務局の体制整備)<br>第29条 議会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに、議員の政策決定、政策立案及び政策提案・提言を支援するため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。   |  |
| 議会事務局の体制整備については、事務局職員が特定議員の質問を代わりに作成したり、本来議員が行うべき調査を代わりにやらされたりしないよう、何らかの歯止め規定が必要と考えます。  | 本条は体制についての規定ですから御指摘は本条の論点ではありません。  |

| 意見の概要  | 市議会の考え方  |
|--|--|
| 条文   | <p>(政務活動費)<br/>           第33条 会派又は議員は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提案・提言を行うものとする。<br/>           2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、その使途の透明化を確保するため、これを公表するものとする。<br/>           3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。</p> |
| <p>政務活動費(政務調査費)の使途については、全額(1円以上)を領収書添付で公開するよう明確に定めるべきである。一部会派が、政務活動費の使途の公開に反対しているのは許し難い。こういった言動で市民を愚弄する自己中心的な議員は不要である。</p> | <p>詳細な運用については、今後規程で定めることとなります。</p>   |
| <p>第1項</p> <p>「行うものとする。」を「行わなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>   | <p>「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。</p>  |
| <p>第2項</p> <p>「公表するものとする。」を「公表しなければならない。」という表現にあらためてはどうか。</p>  |  |

| 意見の概要  | 市議会の考え方   |
|--|---|
| (条例の見直し)<br>第34条 議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  |   |
| 「措置を講ずるものとする。」を「措置を講じなければならない。」という表現にあらためてはどうか。  | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「しなければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。  |
| その他  |   |
| 各文章の末尾に「…ものとする」を「…する」と統一された方が賢明では？政策提言は市長へ？市議会の役割を市民が正確に理解すべく更に明確に   | 「ものとする」は議会の主体的な姿勢として方針を示す条文、「なければならない」は市民に対する義務として設定する条文として区別しています。いずれも「しない」という裁量の自由はありません。   |
| 市民は市議会の役割を明確に認識(評価)していない<br>⇒存在価値を含めてさらに明確に表現すべきでは？  | —   |
| 文語調を口語調に変えて、歯切れの良い文書に！   | 他市事例でも御指摘の表現があります。今後検討してまいります。  |
| 議会を傍聴するに議員の勉強不足、鋭さに欠ける<br>⇒自己研鑽を強くしかけては？   | 各議員の資質の問題と考えます。   |
| 奈良市議会が真に市民とともに歩む姿勢を示すうえで、住民投票について主体的な言語をもつことが肝要である。たとえば北海道栗山町議会は、改正・議会基本条例において、「住民投票の意思」を追加している。つまり議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、住民投票の結果を尊重して議決できる、という仕組みである。奈良市の議会基本条例にも、住民投票を前向きにとらえる文言を入れるべきだ。 | 身の丈に応じて実現可能な項目を条文化し、それ以外は条例制定後の改革において一歩ずつ進めていくという考えのため、最先端事例までは追いついていません。なお、御指摘のうち、住民投票については基本的に自治基本条例や独立した条例で定められている自治体が多く、議会基本条例で制定するのは極めて稀な事例であり、なじむのかどうかも含めて今後の検討課題と考えます。 |
| 原案にあった「他の自治体の議会との交流及び連携を推進する」との規定が外されたのは遺憾である。これが実施されるようになれば議会・議員のレベル向上につながることを期待され、市民にとって有益な規定なので復活させるべきである。  |   |

| 意見の概要   | 市議会の考え方  |
|---|--|
| <p>議会基本条例の検討にかかわる一連の取り組み－議会制度検討特別委員会での調査研究活動、市民へのアンケート調査の実施、知見の活用、パブリックコメントの実施等－は、大いに評価される。</p> <p>しかしながら多くの市民は、条例の意義や目的、条例の内容等については関心が低いか、あるいは理解が難しいのが実情ではないだろうか。とはいうものの、基本条例の制定によって市民と議会との関係はどのように変わるのか、また、奈良市議会がこの条例によってどのように生まれ変わるのか、などについては市民の関心が引くところではないだろうか。</p> <p>市民の議会に対する関心を高めると共に、市民の議会への信頼を確かなものとするためにも、条例案を議決する前に、議会制度検討特別委員会主催で基本条例案の説明を兼ねた市民との「対話の場」を設けてはどうだろうか。</p> | <p>御指摘の市民との「対話の場」を設けるのは非常に有意義なことであると考えます。しかしながら改選期を目前としているため時間的な制約がありますので、今回は実施は困難と考えます。</p> |